

長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金交付要綱

令和 7 年（2025 年）10 月 20 日 7 介第 676 号 制定

（趣旨及び目的）

第 1 この要綱は、外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、海外現地での人材確保に資する取組に対する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第 2 外国人介護人材の確保に関して、送り出し国におけるマーケティング活動、海外現地の学校や送り出し機関との関係構築及び連携強化、説明会開催等の採用及び広報活動に係る経費の補助を行うものとする。

（補助事業者）

第 3 補助金の交付対象は、県内で外国人介護人材を受入れる（予定を含む。）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者、介護福祉士養成施設及び日本語学校（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第 4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号及び別表のとおりとする。

（1）送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

（2）海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

（3）海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、次のような取組を行う。

ア 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集

イ 日本の介護に関する P R、介護施設や介護福祉士養成施設、日本語学校等の情報提供などの広報活動

ウ これらの取組を実施するための宣材ツールの作成

2 前項に定める事業に係る経費であっても、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助対象から除外する。

- (1) 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料
- (2) 監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料
- (3) 食費、観光施設等利用料、治療費等の個人に属する経費

(補助金額)

第5 第4の補助対象経費に対する補助金額は、別表に定める算定基準により算出した額とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) この補助金に係る対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

(交付申請)

第7 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 長野県外国人介護人材獲得強化事業計画書（様式第2号）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第15第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(交付の決定)

第8 知事は、第7の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(事前着手)

第9 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に該当する場合には、長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金事前着手届（様式第3号）を知事へ提出するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第10 第6第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

(1) 事業内容の著しい変更とならない場合

(2) 補助対象経費を20パーセントの範囲内で増額又は減額する場合

(3) 事業内容に変更が無く、入札減等やむを得ない事由により補助金額を20パーセントの範囲内で減額する場合

(変更の申請等)

第11 第6第1号本文及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

(変更等の承認)

第12 知事は、第11各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第13 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第14 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金実績報告書(様式第7号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- (3) 契約書等支出証拠書類
- (4) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日とする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第15 第7第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第7第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(額の確定)

第16 第14の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第17 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県外国人介護人材獲得強化事業補助金交付請求書(様式第10号)を提出するものとする。

(申請書等の提出部数)

第18 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和7年10月20日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表

補助対象経費	算定基準	補助率
給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料	1 法人あたり 500,000 円以内を補助基準額とし、補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。 ただし、算出した補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10/10